

旭市地域防災計画

令和 4 年 3 月修正

旭市防災会議

總則編

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1節 計画の基本方針 | 1 |
| 第1 計画の目的 | 1 |
| 第2 計画の基本的考え方 | 1 |
| 第3 計画の構成 | 1 |
| 第4 計画の修正 | 2 |
| 第5 他計画との関係 | 2 |
| 第6 地区防災計画の策定 | 2 |
| 第7 計画の周知 | 3 |
| 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 4 |
| 第1 旭市 | 4 |
| 第2 千葉県 | 4 |
| 第3 指定地方行政機関 | 5 |
| 第4 自衛隊 | 7 |
| 第5 指定公共機関 | 7 |
| 第6 指定地方公共機関 | 9 |
| 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | 9 |
| 第8 住民及び事業所等 | 11 |
| 第3節 災害環境 | 13 |
| 第1 位置 | 13 |
| 第2 自然環境 | 13 |
| 第3 社会環境 | 14 |
| 第4 既往災害 | 15 |
| 第4節 被害想定 | 17 |
| 第1 地震被害想定 | 17 |
| 第2 津波浸水想定 | 20 |
| 第3 風水害の危険箇所 | 20 |
| 第5節 減災方針 | 22 |
| 第1 基本方針 | 22 |
| 第2 重要施策 | 22 |

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、旭市防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は過去最大規模の地震であり、東日本大震災という未曾有の災害をもたらし、本市でも津波や液状化などによる大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 計画の基本的考え方

1. 地域防災力の向上

平時からの備えの出来たまちづくりを行うための旭市国土強靭化地域計画の取り組みと併せ、災害から生命と暮らしを守る対策を講じていくには、自助・共助・公助の基本原則に基づいて、市民、事業者、市、自治会自主防災組織等の責務と役割を明らかにした上で連携していくことが不可欠である。

特に、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組を強化した対策とする。

2. 要配慮者の視点

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策とする。

3. 女性の視点

避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめ、災害時には様々な場面で女性に配慮した対策を講ずる必要がある。

そのため、防災に関する政策決定の場及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災体制の確立を図る。

第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別に編を構成して対策

第1節 計画の基本方針

計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

また、附編として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく、南海トラフ地震に伴う津波による影響を考慮した推進計画を定める。

(3) 風水害編

大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故及び大規模停電への対策を定める。

2. 各編の構成

地震・津波編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための対策等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要が認められる場合は、旭市防災会議において修正を行う。

第5 他計画との関係

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第6 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第7 計画の周知

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、訓練等により計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため、広報啓発活動に努める。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 旭市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難及び生活再建支援に関すること
- (15) 災害時における一般廃棄物等の処理に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報等の伝達に関すること

2. 関東財務局（千葉財務事務所）

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付け(短期)に関すること
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関すること
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付けに関すること
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に関すること
 - カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関すること
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ウ 手形交換、休日営業等に関すること
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - オ 営業停止等における対応に関すること

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに船舶の航行の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

11. 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

12. 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（M I C—T E A M）の派遣に関すること

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

13. 千葉労働局（銚子公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

14. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

第4 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること
- (2) 心のケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関するこ
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関するこ
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関するこ
- (4) 被災者の受信対策に関するこ

4. 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関するこ
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関するこ
- (3) 帰宅困難者対策に関するこ

5. 東日本旅客鉄道株式会社（旭・千潟・飯岡・倉橋駅）

- (1) 鉄道施設の保全に関するこ
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関するこ
- (3) 帰宅困難者対策に関するこ

6. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関するこ

7. 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関するこ

8. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関するこ
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関するこ

9. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関するこ
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関するこ
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ

10. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関するこ
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関するこ
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関するこ
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関するこ
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関するこ
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関するこ
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関するこ
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関するこ

11. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関するこ
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関するこ
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

12. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 総武ガス株式会社、(一社)千葉県LPGガス協会(海匝支部)

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

2. (公社)千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. (一社)千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. (一社)千葉県薬剤師会(旭支部)

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. (公社)千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. (一社)千葉県トラック協会(海匝支部)、(一社)千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県干潟土地改良区、東総用水土地改良区、千葉県大利根土地改良区、北総東部土地改良区

- (1) ため池等の施設の整備と管理に関すること
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

2. 東総衛生組合

- (1) し尿の収集・処理に関すること

3. 東総地区広域市町村圏事務組合

- (1) 市町村圏の振興整備に関する事業の実施に関すること
- (2) 一般廃棄物(し尿を除く)処理施設の建設及び管理運営に関すること

4. 東総広域水道企業団

- (1) 水道施設の被害調査に関すること
- (2) 水道施設の応急対策に関すること
- (3) 災害時の給水に関すること

5. (社福)旭市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害ボランティアに関すること
- (3) 生活福祉資金貸付けに関すること

6. (一社)旭匝瑳医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 県医師会と医療機関との連絡調整に関すること

7. (一社)旭市歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 県歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

8. ちばみどり農業協同組合(旭市内各支店)

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

9. 千葉県森林組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

10. 海匝漁業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

11. 旭市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- (4) 災害時における物価安定への協力に関すること

12. 旭市建設業災害対策協力会

- (1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること
- (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること

13. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

14. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

15. 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
- (4) 被災施設の災害復旧に関すること

16. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

17. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること

第8 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること
- (2) 県及び市等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 区（自治会）

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護、避難所の運営に関すること
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (5) 県、市が行なう被害状況調査等の災害対策への協力に関すること
- (6) 防災訓練に関するこ
- (7) 避難行動要支援者の避難支援に関するこ

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、区（自治会）との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(BCM) の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

4. ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 災害環境

第1 位置

本市は、千葉県の北東部に位置し、千葉市から 50km 圏、都心から 80km 圏にある。総面積は、130.45km²である。

〈本市の地勢〉

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 位 置 (市役所) | 東経 140° 38' 54" 北緯 35° 42' 58" |
| 標 高 | 海拔 68.4m (飯岡刑部岬付近) |
| 大 き さ | 南北 13.5km 東西 17.7km |
| 面 積 | 130.45km ² |

第2 自然環境

1. 地形

房総半島の北部、九十九里海岸低地に位置し、市の大部分を占める沖積平野部は、北部から東部に延びる砂礫台地（下総台地）に囲まれている。

沖積平野部は、台地の南側から九十九里浜にかけて干潟八万石と呼ばれる干拓地、砂堆・自然堤防及び海岸平野・砂堆間低地、砂丘、海岸が平行に並んでいる。

海拔は 68.4m (飯岡刑部岬付近) 以下で、平野部は 3~10m と平坦な地形となっている。

下総台地に流域を持つ新川は、北東から南西に流下して太平洋に注いでいる。

2. 地質

北部・東部の台地は、砂・粘土層を基盤に、関東ローム層が重なる。なお、台地部と低地の境や海食崖は急崖となっており、未固結なため土砂災害の危険性が高い。

低地は、海面変動等の結果による海成・河成の砂質土層・粘性土層などが覆う軟弱な地盤となっており、浸水及び強振動の際の地震動の增幅や液状化現象を起こしやすい条件にある。

3. 気候

気象庁の統計（銚子気象台の観測記録）によると、本市付近の気候特性は以下のとおりである。なお、平均値は平年値（1991 年～2020 年）、その他は 1887 年～2021 年の観測値である。

(1) 気温

海洋性気候の影響を受け、年間を通じて温暖（平均気温約 15.8°C）である。また、最高気温は 35.3°C (1962 年 8 月 4 日) で、最低気温は -7.3°C (1893 年 2 月 13 日) である。

(2) 風況

夏期は南及び南南西の風が多く、秋期より冬期にかけては北北東や西北西の風が多い。

平均風速は約 5.7m/s、最大風速は 48.0m/s (1948 年 9 月 16 日)、最大瞬間風速は 52.2m/s (2002 年 10 月 1 日) である。

(3) 降水量

年間平均降水量は 1,712.4mm で、各都道府県気象台の平均 (1,610.7mm) 及び千葉観測所の平均 (1,457.4mm) を上回る。また、最大 1 時間降水量は 140.0mm (1947 年 8 月 28 日)、最大 24 時間降水量は 289.5mm (1995 年 9 月 17 日) である。

第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）によると、外国人を含む本市の人口は64,689人、26,554世帯である。

(2) 65歳以上人口

住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）による65歳以上人口は19,995人で、総人口の30.9%を占める。これは、全国平均28.8%（総務省統計局人口推計、令和3年1月概算値）及び千葉県平均27.3%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和3年度）を上回る。

地域別では、干潟地域（36.6%）と飯岡地域（35.3%）が高い割合を示し、旭地域（29.0%）と海上地域（30.3%）が低い割合となる（統計あさひ令和2年版）。

2. 土地利用

本市の面積は13,045haで、最も多い地目は「田」の4,150ha、次いで「畠」2,944ha、「その他」2,321ha、「宅地」1,841haの順である（統計あさひ令和2年版）。

3. 交通

(1) 道路

東西方向は、銚子市から千葉市を結び市の中心部を走る国道126号、南部の海岸沿いを走る主要地方道30号、市北部を走る主要地方道74号が主要な軸である。また、南北方向は、市の中心部を走る主要地方道28号及び35号、市の西部を走る主要地方道56号が主要な軸である。

国道126号は朝夕の混雑が著しいため、その北側を並走する東総広域農道がバイパス的に利用されている。また、旭駅周辺は、地域医療の中核を担う旭中央病院の影響等から、慢性的に渋滞が発生している。

(2) 鉄道

市の中心部を東西に走るJR総武本線により、特急で千葉駅へ約60分、東京駅へ約90分で結ばれている。

市内各駅の1日平均乗車人員は、干潟駅667人、旭駅1,321人、飯岡駅553人、倉橋駅61人である（東日本旅客鉄道株式会社「各駅の乗車人員（令和2年度※倉橋駅は平成18年度）」）。

4. ライフライン

統計あさひ（令和2年版）によると、上水道の普及率は88.3%で、市街地の一部で整備されている公共下水道の普及率は10.2%（そのうち水洗化率は67.9%）である。

ガスは、全般にプロパンガスが普及しているが、一部の地区では総武ガス株式会社による都市ガスも普及している。

第4 既往災害

1. 地震・津波災害

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、元禄地震（1703年）、関東地震（1923年）、千葉県東方沖地震（1987年）、東北地方太平洋沖地震（2011年）などが挙げられる。

〈本市に影響を及ぼした地震〉

| 発生年月日 | 地震名 | マグニチュード | 被害の概要 |
|-----------------|----------------|---------|---|
| 1703年 12月31日 | 元禄地震 | 8.2 | 房総沖で大津波（推定波高：銚子4～5m）。 県内の安房地域では、1,000戸余りの家屋破壊により120余人の死者を記録した。 本市飯岡地区では、船・家が流され74人死亡。 |
| 1923年 9月1日 | 関東地震 | 7.9 | 東京湾岸、上総、安房地方で被害甚大。 県内の被害は、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919、焼失647戸、流失71戸（津波）。 |
| 1987年 12月17日 | 千葉県 東方沖地震 | 6.7 | 県内の被害は、死者2人、負傷者144人、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、住宅屋根瓦の崩壊多数。 |
| 2011年 3月11日 | 東北地方 太平洋沖地震 | 9.0 | 県内の被害は、死者・行方不明者22人、負傷者268人、住家全壊807棟、住家半壊10,311棟。（消防庁、令和3年3月9日現在） |

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。

本市は震度5強を観測し、液状化現象、飯岡海岸等での津波被害等が発生した。

被害状況は、死者14人、行方不明者2人、中軽傷12人のほか、住家全壊336世帯、住家大規模半壊434世帯、住家半壊513世帯、住家一部損壊2,546世帯、住家床上浸水677世帯、住家床下浸水277世帯、住家の液状化による被害774世帯となっている（旭市、令和3年7月1日現在）。

また、福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質及びその風評被害の影響で、農作物等にも多額の被害が発生した。

2. 風水害等

本市に災害をもたらす気象の代表的なものには、台風、低気圧及び梅雨前線などの影響による高潮や集中豪雨、崖崩れ等が主なものとなるが、時には竜巻等による災害もある。

近年の主な災害履歴は、1964年11月に萩園の海岸等での大規模な海岸浸食により延長1,000mに及ぶ護岸の倒壊があった。なお、海岸浸食対策事業、高潮対策事業による階段式護岸や緩傾斜護岸の整備、離岸堤や突堤整備・養浜を行い、現在のところ著しい海岸浸食は起きていない。

台風による被害としては、1971年の台風25号、1985年の台風6号、2019年の台風15号で市内全域に大きな被害を受けた。このほかに、1998年旧飯岡町のタンカー衝突事故による油漂着では早期の対応で被害の拡大を防止した。

2014年2月には、横根から三川にかけて突風が発生し、屋根瓦のめくれや落下などの被害が発生した。銚子地方気象台の現地調査によると、この現象は竜巻の可能性が高いと判断され、突風の強さは藤田スケールでF0と推定された。

第3節 災害環境

〈過去の主な風水害等（1964年以降）〉

| 発生年月日 | 災害原因 | 被害の概要 |
|----------------------|----------------|--|
| 1964年 11月～翌年3月 | 異常潮位 | 萩園地先海岸護岸決壊及び倒壊（護岸1,000m） 三川浜侵食（幅15m） |
| 1967年 10月28日 | 台風34号 暴風雨竜巻 | 竜巻（平松海岸～猿田を通過）。家屋全壊35棟、半壊37棟、一部破損110棟、重症者3名。 |
| 1971年 9月6日～8日 | 台風25号 | 最大瞬間風速49m/s、降り始めからの雨量369.5mm、最大時間雨量61mm。がけ崩れや住宅の浸水、橋梁の流出等、東総地域一帯に甚大な被害をもたらした。住家全壊30戸、半壊38戸、床上浸水1,406戸、床下浸水3,978戸。 |
| 1998年 8月15日～20日 | タンカー 衝突事故 | 犬吠埼沖東5.5kmのタンカー・貨物船衝突事故により重油流出、飯岡海岸一帯へ漂着。災害対策本部設置。回収業務ボランティア多数参加。 |
| 2002年 9月27日～10月2日 | 台風21号 | 風による被害（最大風速46.5m/s、降雨量10/1(1日)57.5mm） 家屋の一部破損105件、電柱・電線の風による影響20,000件（電線切断による停電3,800件）、高波による床下浸水1件 東総地域一帯に風による甚大な被害をもたらした。 死者1名、軽傷者5名 |
| 2014年2月15日 | 竜巻 | 突風による住居の一部損壊（屋根瓦の落下、破損等）30棟 |
| 2019年 9月8日～9月9日 | 台風15号 | 風による被害（最大瞬間風速42m/s、累計雨量（旭90mm・飯岡84mm））、人的被害（重傷者3名、軽傷者4名）、住家被害（全壊2件、半壊5件、一部損壊2,411件）、道路被害（全面通行止め市道2か所）、停電状況（9月9日3時頃～9月16日昼頃まで最大19,100軒） |

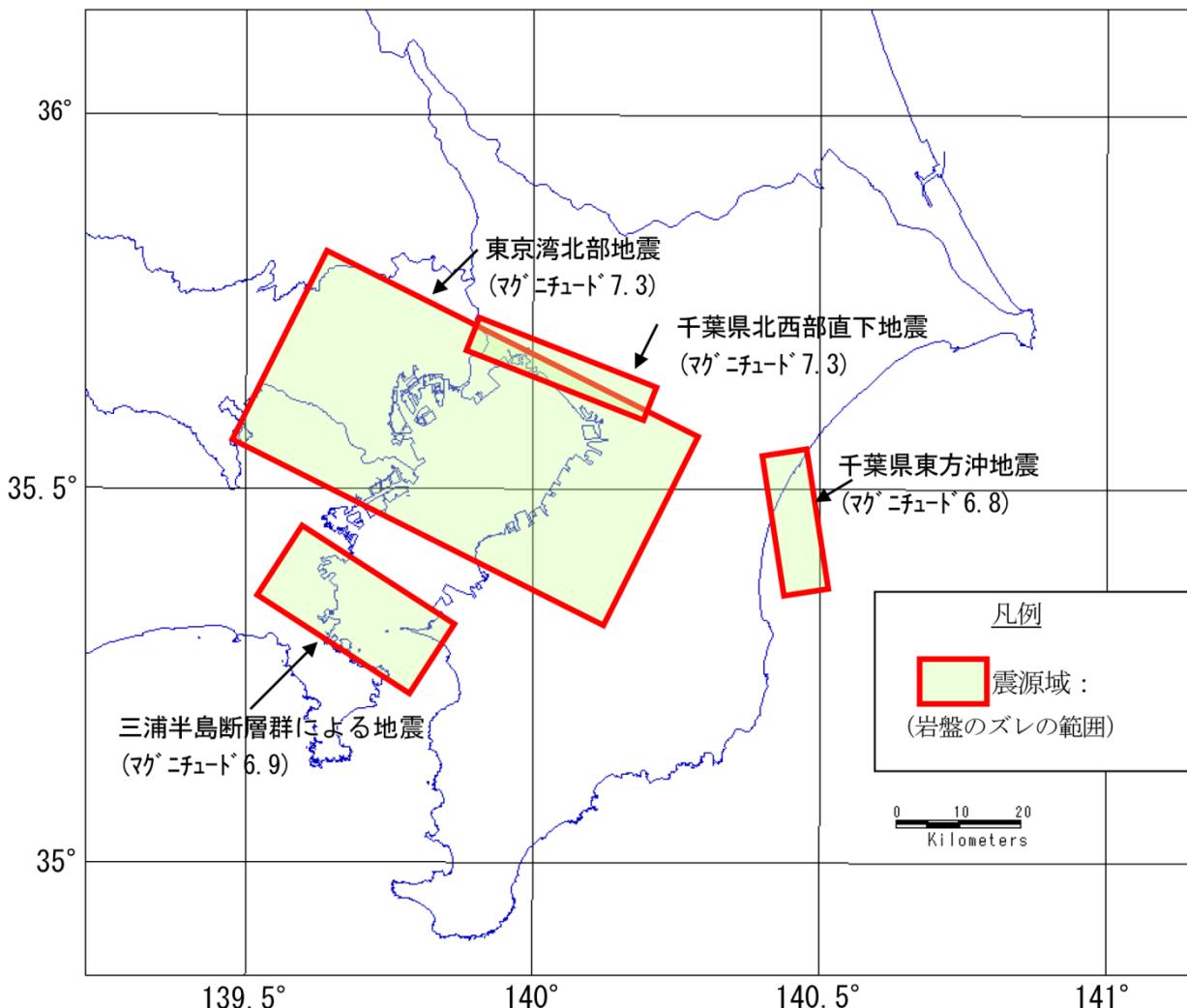
第4節 被害想定

第1 地震被害想定

1. 想定地震

千葉県は、過去に県内に大きな被害をもたらした地震や今後の地震の発生確率等を踏まえて、近い将来（今後約100年程度）県内に大きな被害をもたらす可能性の高い三つの地震（東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震）を想定した被害想定調査を平成19年度に実施した。

その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓やその後の新たな科学的知見を踏まえ、千葉県では今後30年以内に発生する確率の高い地震などを追加した被害想定調査を平成26・27年度に実施した。この調査を踏まえ、先の三つの地震に加えて千葉県北西部直下地震を想定地震として追加した。



〈被害想定対象地震の震源域〉

資料：千葉県地域防災計画に一部加筆

第4節 被害想定

2. 予測被害

これらの想定地震による震度や被害の予測結果は、次の表のとおりである。

最も被害が大きい想定地震は千葉県北西部直下で、市内的一部で震度6弱、大部分が震度5強となり、揺れと液状化で全壊20棟、負傷者70人と予測されている。

第4節 被害想定

〈想定地震別の震度・被害一覧表〉

| 調査年度 | | 平成 19 | | | 平成 26・27 |
|-------------------------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------------|
| 原因別 | | 東京湾 北部 | 千葉県 東方沖 | 三浦半島 断層群 | 千葉県北 西部直下 |
| 震度別 面積率 | 5 弱 以 下 | 99% | 46% | 100% | 7% |
| | 5 強 以 上 | 1% | 54% | 0% | 93% |
| 建物全壊 | 合 計 | 18 棟 | 18 棟 | 1 棟 | 20 棟 |
| | 搖 れ | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 10 棟 |
| | 液 状 化 | 17 棟 | 14 棟 | 1 棟 | 10 棟 |
| | 急 傾 斜 地 崩 壊 | 1 棟 | 3 棟 | 0 棟 | 0 棟 |
| 焼失 | 炎 上 出 火 件 数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 棟 |
| | 全 壊 含 む | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 |
| | 全 壊 含 ま な い | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 |
| 死者 | 合 計 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 建 物 被 害 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 火 災 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 急 傾 斜 地 崩 壊 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | ブ ロ ッ ク 塀 等 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 落 下 物 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 負傷者 <small>(うち重症者)</small> | 合 計 | 10 人 (1 人) | 32 人 (8 人) | 0 人 (0 人) | 70 人 (0 人) |
| | 建 物 被 害 | 8 人 (1 人) | 10 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 60 人 (0 人) |
| | 火 災 | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) |
| | 急 傾 斜 地 崩 壊 | 1 人 (0 人) | 3 人 (2 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) |
| | 屋内収容物の転倒等 | 1 人 (0 人) | 3 人 (1 人) | 0 人 (0 人) | 10 人 (0 人) |
| | ブ ロ ッ ク 塀 等 | 0 人 (0 人) | 16 人 (6 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) |
| | 落 下 物 | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) |
| 避難者・帰宅困難者 | 避 難 者 数 (1 日後) | 94 人 | 295 人 | 5 人 | 140 人 |
| | 帰宅困難者数 (12 時) | 11,369 人 | 11,369 人 | 921 人 | 6,100 人 |
| | エレベーター閉込台数 | 2 台 | 7 台 | 1 台 | 20 人 |
| | 要 配 慮 者 死 者 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | 自 力 脱 出 困 難 者 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | -人 ^{※1} |
| | 震 災 廃 棄 物 | 1 万 t | 0 万 t | 0 万 t | 0.2 万 t |
| L P ガスボンベ漏洩 | | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 270 件 ^{※2} |
| 下 水 道 管 被 害 率 | | 0~0.01% | 0~0.01% | 0~0.01% | 140 人 ^{※3} |

(注) 合計と内訳は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

※1：調査対象外

※2：平成 26・27 年度調査では LP ガスボンベ漏えい数ではなく、LP ガス機能支障数

※3：平成 26・27 年度調査では下水道管被害率ではなく、下水道管被害により影響を受ける人口

資料：千葉県「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書」

及び「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」

第2 津波浸水想定

千葉県では、過去に県内に大きな津波被害をもたらした 1677 年の延宝地震津波、1703 年の元禄地震津波の浸水想定調査を行っている。

この調査によると、元禄地震津波が発生した場合、県道 122 号付近まで津波が遡上し、仁玉浜、飯岡漁港付近では 2m 以上の浸水が予測される。また、新川を遡上した津波は、仁玉川合流点付近（旭市井戸野）まで到達すると予測される。

また、延宝地震津波が発生した場合は、新川を下田橋（旭市神宮寺）手前まで遡上するほかは、海岸及び漁港付近までの遡上と予測されている。

その他、千葉県では津波警報のレベル（津波警報 3m、大津波警報 5m、大津波警報 10m）に対応した浸水深も予測しており、大津波警報 10m のケースでは県道 122 号を越え、これより南側の地域が広範囲に 2m 以上浸水すると予測されている。

さらに、平成 26・27 年度の千葉県地震被害想定調査では、東北地方太平洋沖地震の割れ残りを考慮した房総半島東方沖日本海溝沿い地震を想定し、津波浸水予測を行っている。これによると、市内の上永井地点では地震発生後 39.6 分後に 6.8m の津波が到達し、110ha が浸水すると予測されている。この津波による人的被害・建物被害は発生しないと予測されている。

第3 風水害の危険箇所

(1) 土砂災害

土砂災害から生命、身体、財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある危険箇所は、土砂災害警戒区域等に指定されている。市内では、土砂災害防止法により 104 箇所（令和 3 年 9 月 17 日現在）が、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域に指定されており、その全ての区域が、建築物の構造規制等が行われる土砂災害特別警戒区域を含んでいる。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により 8 箇所（令和 3 年 11 月 1 日現在）が、急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、防災工事や保全措置を講じている。

このほか、治山事業の基礎調査で把握された山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が 32 箇所ある。

(2) 洪水

水防法に基づく洪水浸水想定区域は、県管理の黒部川が本市に影響しており、その状況は次のとおりである。

また、水防法以外では、市内 5 個所の農業用ため池が防災重点農業用ため池に指定され、浸水想定区域が示されている。

ア 黒部川

想定最大規模の洪水では、市最北部溝原地区の低地で一部が水深 3.0m 未満の範囲となって いる。浸水継続時間は、浸水範囲で 12 時間未満及び 24 時間未満で、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）による想定区域はない。

イ 防災重点農業用ため池

農業用ため池のうち、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼす恐れのあるもので、市内では、岩井溜池、上池、亀城溜池、長熊溜池、太田溜池が指定されている。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

【資料編 土砂災害警戒区域一覧】

【資料編 山地災害危険地区一覧】

第4節 被害想定

【資料編 黒部川洪水浸水想定区域図】

【資料編 防災重点農業用ため池一覧】

第5節 減災方針

第1 基本方針

本市は、東日本大震災において、沿岸部を中心に未曾有の被害が発生したが、被災者の生活再建支援や被災地域の復興施策を積極的に推進し、着実に回復してきたところである。

今後も、地域経済の活性化や魅力ある雇用を創出する取組等、本市を取り巻く様々な課題等に対応した新たなまちづくりを推進し、持続的な発展を遂げていくことが必要である。

また、東日本大震災の教訓を生かし、旭市をより住みやすく安全なまちにするため、以下の4つの基本目標を掲げ、将来にわたって災害に強い創造的なまちづくりを推進する。

- (1) 夢と誇りの持てる暮らしの創造
- (2) 災害をバネにした地域力の活性化
- (3) 安心・安全な暮らしの確保
- (4) 災害に強いまちづくりの実現

第2 重要施策

1. 津波・液状化対策

- (1) 人工盛土を利用した海岸減災林及び潮害防備保安林等の整備

津波対策のため、国・県と共に津波の威力を軽減させる効果があるとされている人工盛土を利用した海岸減災林や海岸沿いの保安林、海岸保全区域への盛土・植林を推進する。

- (2) 津波避難ビルの指定、避難タワー及び津波避難公園の設置

海岸部にいた方が一時的に避難できる場所として、中高層建築の公共又は民間施設を「津波避難ビル」に指定する。

なお、指定できる建物がない地域については、国県の支援を受けながら避難タワー（富浦、矢指、三川、飯岡）を整備したほか、周辺に高台のない平野部の低地では、避難地として機能する高さのある丘状の公園（日の出山公園）を整備した。

2. 防災体制の整備

- (1) 他の自治体との防災協力体制の強化

甚大な災害が発生したときに迅速に対応できるよう、協定の締結など他の自治体との連携強化を図る。

- (2) 警察・消防との連携強化

災害時における人命救助、道路渋滞の解消、防犯対策など各種災害対応について、早急かつ円滑に進めるため、警察や消防及び消防団との連携を強化する。

3. 災害時の情報伝達手段の確立

- (1) 情報伝達の改善

津波情報や避難指示等の防災行政無線による伝達について、サイレンの吹鳴方法の見直しやアナウンスの方法を改善するなど、最も効果的な方法を確立する。

また、聞き取りにくい区域については、携帯電話等への緊急速報メールの配信等の多様な情報伝達手段で対応する。

なお、防災行政無線については高性能化を図るほか、老朽化対策を計画的に進める。

第5節 減災方針

(2) 新たな情報伝達体制の整備

新しい情報通信手段の構築を関係事業者に要望するとともに、積極的な導入を検討する。

(3) 津波の監視体制の強化

警報・注意報発表時に津波監視体制を強化し、速やかな避難を促す。

(4) 放射線情報の提供

モニタリングポストの設置などにより継続的に測定を行うほか、ホームページ等で測定結果を速やかに提供し、また、わかりやすく説明し、放射線情報の正確かつ速やかな提供体制の整備に努める。

4. 防災拠点の整備

(1) 拠点設備の強化

災害時の拠点となる公共施設等の停電対策として、自家発電設備の設置を進める。また、迅速に復旧作業を行うため、必要となる資機材・車両等の保管機能の強化を図る。

災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、移転に伴い、耐震化を図り、自家発電設備や太陽光発電設備を整備した。

(2) 防災備蓄品等の整備及び災害時炊き出し設備の充実

非常用の食料や保存水、備品等を計画的に整備し、今後の震災等に備える。

また、避難所等に対する炊き出しについて、電気・水道がストップした場合でも対応できるよう、炊き出し設備の充実を図る。

(3) 避難所設備の強化

避難所に指定した小中学校などを中心に、要配慮者や高齢者に配慮した洋式トイレの設置を進める。

また、断水時のトイレ対策として、雨水を貯水する設備について検討する。

5. 避難場所や避難経路の情報提供

(1) 津波ハザードマップの普及

東北地方太平洋沖地震の震災被害の教訓を踏まえ、10m の津波を想定して作成したハザードマップの普及を促進する。

(2) 観光客へ配慮した避難誘導看板の設置

海水浴場等の海岸集客施設周辺を中心に、避難場所や避難経路を分りやすく図示した看板の設置や道路の路面表示など、市外からの観光客に配慮した安全対策を講じる。

6. 防災訓練・防災教育

(1) 津波避難訓練

津波から市民の生命を守るため、海岸沿線の住民等を対象とした津波避難訓練を定期的に実施する。

(2) 小中高等学校における防災教育

防災計画や津波避難計画の見直しに伴い、各小中高等学校で作成している安全教育全体計画についても見直しを行い、災害時における児童生徒の安全確保のため、避難訓練などの防災教育を充実させる。

(3) 震災体験の継承

津波体験を地域の子どもたちや観光客に語り継ぐことにより、生命や環境を守るという意識を高めるとともに、被災地の復興や災害に強い地域づくりを進める原動力とし、地域を越えた連帯の意識を高める。

7. 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の育成

地域の自主防災組織を育成し、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図りながら、被災経験を風化させないための避難訓練を繰り返し実施する。

(2) 自主防災に係る知識の習得

地域の防災訓練や避難訓練に参加するなど、防災対策に係る知識の習得に努める。また、非常持出袋の用意など、日頃から非常時に備えた準備を行う。

8. 省エネルギー・太陽光発電等の推進

災害時の電力不足を解消するとともに自然エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。

また、新たに建設する学校などの公共施設に、太陽光発電システムを積極的に導入していくこととし、新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。

9. 地域コミュニティの強化

地域単位で子どもから高齢者までが参加し、地域の絆を深める取組を増やす。

10. ボランティア・NPO活動の充実

(1) 市民公益活動団体の活動の充実

まちづくり活動支援事業により、市民が自主的かつ継続的に取り組む地域課題解決のための事業に対し支援を行う。また、市民間の交流等、様々な用途に利用できる活動拠点を整備する。

(2) 災害ボランティア組織整備事業

災害時に対応できるボランティア組織を整備し、ボランティア団体の連携強化、災害時における迅速なボランティアセンターの立ち上げと活動場所や活動内容の整理等が行えるようになる。

(3) 日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携

日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携強化を図り、災害時の役割分担などを協議し有事に備える。